

議案第4号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定に基づき、群馬県市町村総合事務組合同規約（平成2年群馬県指令地第18号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星野 稔

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、群馬県市町村総合事務組合規約を下記のとおり変更することについて協議する。

記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

群馬県市町村総合事務組合規約（平成2年群馬県指令地第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2の5の項中「桐生地域医療組合」を「桐生地域医療企業団」に、「群馬東部水道企業団」を「群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第2の5の項（吾妻環境施設組合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に吾妻環境施設組合の職員（群馬県市町村総合事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成11年群馬県市町村総合事務組合条例第3号）第2条に規定する職員に該当する者に限る。）が公務又は通勤により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合（施行日前の公務又は通勤による負傷又は疾病により施行日以後に障害の状態となり、又は死亡した場合を除く。）におけるこれらの災害に係る同表の5の項左欄の事務について適用する。